

## 令和8年度体験型謎解きイベントに係る業務連携実施仕様書

### 1 趣旨

お客さまが市バス・地下鉄を利用して楽しみながら周遊する機会を創出し、市バス・地下鉄を身近に感じてもらうとともに、その沿線にある名古屋市の魅力を知るきっかけとすることにより、今後の市バス・地下鉄の利用促進につなげることを目的として、市バス・地下鉄及びその沿線の街なかを舞台とする体験型謎解きイベント（以下「謎解きイベント」という。）を、交通局と連携事業者で企画運営するもの。

### 2 イベント概要

#### (1) 実施期間

令和8年11月上旬～令和9年5月中旬（190日程度）

詳細な日程は、交通局と協議のうえ決定する。

#### (2) 内容

謎解きに必要な冊子等の備品（以下「冊子等備品」という。）と、謎解きイベント専用のバス・地下鉄全線一日乗車券（以下「専用乗車券」という。）をセットにしたもの（以下「謎解きキット」という。）を販売する。

参加者は、謎解きキットを事前に購入し、出題された謎を解きながら、市バス・地下鉄を利用して市内を周遊する。

#### (3) 謎解きキット

##### ア 販売種類

難易度の異なる謎解きキットを2種類販売するものとする。

一方は中学生以上の方を対象とした難易度のもの（以下「通常難易度版」という。）とし、他方はそれよりも高い難易度のもの（以下「高難易度版」という。）とする。

また、2種類の謎解きキットは共通のタイトルを用い、それぞれ識別可能なサブタイトル（副題）を設けること。

なお、いずれか一方のみの参加でも楽しめる内容とすること。

##### イ 販売額

連携事業者からの提案金額をもとに、協議のうえ決定する。

2種類の謎解きキットそれぞれに異なる価格を設定することは妨げない。

販売額のうち、交通局収納額は1キットあたり870円（専用乗車券相当額）とする。

(参考) 交通局における直近2回の販売額

令和7年度	「魔女の切符と7つ目の路線」		2,800円(税込)
令和6年度	「名古屋謎解き小旅行」	1人用	2,700円(税込)
		2人用	5,000円(税込)

#### ウ 販売数

合計 30,000キット(予定)

2種類の謎解きキットの販売数内訳については、連携事業者と協議のうえ決定する。

また、販売予定数(30,000キット)すべての作成を求めるわけではなく、分割作成をし、販売状況を踏まえて販売予定数に満たない作成数とすることは差し支えないものとする。

ただし、販売場所において在庫切れが発生しないように、遅滞なく納品できることを担保すること。

#### エ 販売期間

謎解きイベント実施期間と同期間とする。ただし、高難易度版については、販売開始時期を遅らせて販売することを妨げない。

なお、交通局サービスセンターにおいては、定期券販売における繁忙期間(令和9年3月13日～4月11日)の販売は行わない。

#### オ 販売場所

交通局サービスセンター(3か所)及び連携事業者が確保した販売場所

### 3 業務内容

交通局と連携事業者は、「2 イベント概要」に記載の事業を効果的に実施できるよう、次に掲げる役割分担に沿って主体的に実施し、相互に協力して事業を進めていく。

なお、連携事業者の各項目の詳細については、「4 連携事業者の業務詳細」に記載する。

業務内容 (役割分担に●があるものを実施)	役割分担	
	交通局	連携事業者
(1) 謎解きイベントの企画、実施及び運営		●
(2) テストプレイの実施	●	●
(3) 謎解きキットの作成、納品・管理	●	●
(4) メインビジュアル等各種広報用ビジュアルの作成 (専用乗車券デザイン含む)		●

(5) 販売場所の確保・調整、販売管理	●	●
(6) 特設ウェブサイトの作成・運営		●
(7) 広報物の作成		●
(8) 広報物の掲出、配架 ※1	●	
(9) 名古屋市及び交通局発行刊行物等での広報 ※2	●	
(10) 独自広報企画の実施		●
(11) 謎解きキット販売代金の精算	●	●
(12) 参加者アンケートの実施・集計		●

※1 主な掲出・配架場所等については別表1を参照すること。

※2 主な広報媒体については、別表1を参照すること。

#### 4 連携事業者の業務詳細

##### (1) 謎解きイベントの企画、実施及び運営

交通局で実施した過去の謎解きイベントを参考とするとともに、下記ア～サを踏まえた謎解きイベントを企画、運営すること

ア 「1 趣旨」にふさわしく、謎解きイベントであることを想起させるタイトル名とすること。なお、2種類の謎解きキットは共通のタイトルを用い、それぞれ識別可能な副題を設けること。

イ 通常難易度版は、中学生以上を対象とした難易度とし、高難易度版はそれを上回る難易度として、両者には明確な難易度差を設けること。

通常難易度版については、老若男女を問わず気軽に参加できるよう、難易度やルート設定、所要時間等に十分配慮して企画すること。ただし、高難易度版については、謎解き経験者を主な対象とした内容とすることを妨げない。

ウ 解答を導くためのヒントを特設ウェブサイト上などに設け、誰にでも参加しやすいよう工夫すること。また、何らかの理由により謎解きに必要な掲示物等が現地で確認できない場合などを想定し、特設ウェブサイト上で確認できるようあらかじめ対応策を設けること。

エ イベント参加中の移動手段として、必ず名古屋市営地下鉄を利用する内容とし、可能な範囲で市バスでの移動も考慮すること。（地下鉄の代替ルートとしての利用も可とする。）

オ 目的地として立ち寄るエリア（以下「目的地」という。）をそれぞれ5つ以上設定し、使用する地下鉄駅または市バス停留所数は、4か所以上かつ10か所以下で設定すること。なお、2種類の謎解きキットについては、原則として異なる目的地を設定するものとするが、やむを得ず一部の目的地が重複する場合

にあつては、ルート構成や謎の内容等により、それぞれ異なる体験となるよう工夫すること。

※ 名古屋ウィメンズマラソン（3月実施）など、大規模な交通規制がかけられるイベント等にできる限り留意すること。

カ 地下鉄駅構内等の交通局施設内（以下「交通局施設」という。）を目的地とすることは原則不可。ただし、謎解きに必要な掲示物及び造作物を交通局施設へ設置することは可能とする。場所の選定においては、事前に交通局と十分に協議すること。

キ 目的地及び謎の中に、地下鉄または市バス沿線の魅力あるスポットや話題性の高い要素、新たな発見につながる要素などを取り入れ、名古屋市の魅力を知っていただき、再訪に繋がるような魅力的な内容とすること。

ク 目的地や謎の内容に関し、交通局施設を除く関係施設、団体等との調整、取材、原稿の校正及び必要な申請手続きは、原則、連携事業者において実施し、事業実施に関連する関係施設からの相談・苦情等の申し出については、交通局と協議を行ったうえで、連携事業者において主体的に解決すること。

ケ イベント参加のための行動が、市バス・地下鉄をご利用のお客さま、目的地付近の施設、地域住民への迷惑やトラブルにつながらないように、十分に配慮すること。

コ 謎解きイベントの開催期間中は、謎解きイベントの内容（造作物を含む。）に関するお客さまからの問合せについて対応を行うこと。（土日祝日を含む。）

サ 謎解きイベントの内容に不具合が生じた場合は、交通局に速やかに報告するとともに、対応策を立て迅速に対応すること。

## (2) テストプレイの実施

交通局担当職員と共にテストプレイをそれぞれ3回以上実施し、企画内容についての課題等を十分検証し、改善を図ること。

## (3) 謎解きキットの作成、納品・管理

ア 冊子等の備品の作成にあたっては、謎解きイベント中に参加者が携帯して使用するものであることを考慮し、サイズ・形状等の仕様を工夫すること。また、移動に際して手持ちで一式を携帯できるよう工夫するとともに、交通局が作成する専用乗車券をセットできるようにすること。また、シール剥離紙等の備品の一部が落下しないよう留意すること。

イ 冊子等備品の紙面の一部に、交通局の広報欄を設け、市バス・地下鉄の利用促進に係るPRを行うこと。記載内容については、交通局と協議すること。

ウ 作成数は、謎解きキット販売予定数（30,000キット）のほか、各販売場所等への見本、不良品交換用の予備分を作成すること。なお、販売予定数すべての作成を求めるわけではなく、分割作成をし、販売状況を踏まえて販売予定数に

満たない作成数とすることは差し支えないものとする。

ただし、販売場所において在庫切れが発生しないように遅滞なく納品できることを担保すること。

エ 冊子等備品の納品は、各販売場所への直接納品を基本とし、各販売場所の保管スペース、販売状況等を踏まえ、必要な都度、適宜行うこと。

なお、交通局サービスセンターについては交通局が、連携事業者管理販売場所については連携事業者がそれぞれ取りまとめ、在庫管理及び発注を行う。

オ 交通局が作成する専用乗車券は、連携事業者管理販売場所においては連携事業者が取りまとめ、在庫及び販売状況等を踏まえ交通局への発注を行うこと。発注ロットは1,000枚単位とする。なお、販売場所への専用乗車券の納品は、連携事業者管理販売場所においては連携事業者が、交通局サービスセンターにおいては交通局が行うこととする。

カ 不良品が発生した場合は、納品数より除外し、連携事業者へ返品とする。なお、返品に係る送料等は連携事業者負担とする。

キ 謎解きイベント終了後、各販売場所等に残った謎解きキットについては、連携事業者管理販売場所における在庫は連携事業者が回収し、そのうち専用乗車券は交通局に返却すること。その際、販売数と在庫数に差異がないか必ず確認すること。交通局サービスセンターの在庫については、専用乗車券のみ交通局が回収するが、冊子等備品については連携事業者において回収すること。回収スケジュールについては、事前に交通局と協議すること。

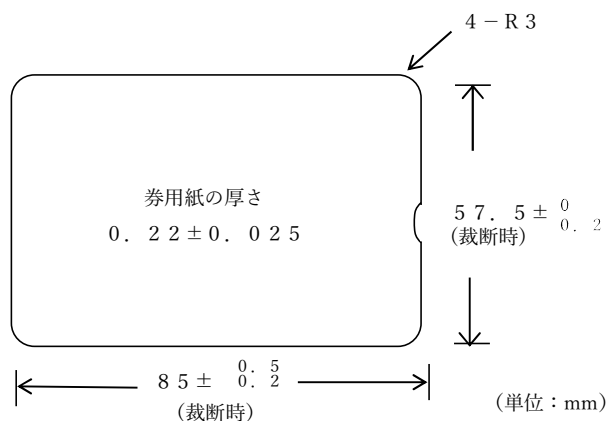
#### (4) メインビジュアル等各種広報用ビジュアルの作成

ア 謎解きイベントのメインビジュアル及び交通局の各種広報媒体の仕様に合わせた広報用ビジュアルを作成すること。なお、作成したビジュアルデザインは、JPEG、イラストレーター形式及びPDFで納入すること。

また、2種類の謎解きキットに係るメインビジュアルについては、共通又は異なるデザインとすることができるものとする。

イ 専用乗車券のデザインを下記の仕様のとおり作成すること。

(ア) 乗車券の形状及び寸法は下図のとおりとする。



(イ) デザインの作成にあたっては、謎解きイベントにふさわしいデザインとするほか、「名古屋市交通局」、「バス・地下鉄全線一日乗車券」の文言、有効期間（イベント開催期間と同様）、乗車券の挿入方向を示す矢印、払い戻しに関する注意事項を表記すること。

なお、乗車券のデザインについては、2種類の謎解きキットにおいて共通のデザインとするものとする。

(ウ) デザインのレイアウトは、縦・横どちらでも可とする。

(エ) 作成したデザインは、イラストレーター形式及びPDFで、謎解きキット販売開始2か月前までに納入すること。

(5) 販売場所の確保・調整、販売管理

ア 連携事業者において、交通局サービスセンターを除く販売場所を確保すること。

その際、交通局と連携事業者との間で、販売開始前に乗車券の預託販売契約を締結するものとする。

また、販売場所との調整及び必要な手続きについて、交通局サービスセンターにおいては交通局が、交通局サービスセンターを除く連携事業者が確保した販売場所においては連携事業者が行うものとする。

なお、名古屋市観光案内所を販売場所とする場合は、交通局、連携事業者及び公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの3者による契約とすることができるものとする。

イ 交通局サービスセンター（名古屋・栄・金山）付近には、各1か所以上確保すること。その際、土日祝日の午前（特に、午前8時30分～午前10時）の時間帯に販売可能な販売場所を確保するよう努めること。

ウ 上記イ以外の販売場所の検討にあたっては、令和7年度の販売状況を参考に、市内広域エリアに分散するよう努めること。

エ 交通局サービスセンターにおける販売休止期間（3月13日～4月11日）の土日祝日の11日間及びゴールデンウィーク（4月29日、5月1日～5日の6日間）については、参加者の集中が予測されるため、連携事業者において臨時立売販売所を1か所以上設置し、販売を行うこと。設置時間の目安は午前8時30分～正午、設置場所については地下鉄駅構内とし、事前に交通局と協議のうえ決定する。なお、上記期間のほか、3連休など参加者の増加が期待できる期間においても、連携事業者の希望により設置することができるものとする。

オ 連携事業者において確保した販売場所に掛かる販売手数料等の費用や事務等は連携事業者の負担とする。

カ 謎解きキットをお客さまへ販売する際の注意点等をまとめたマニュアルを作成し、交通局サービスセンターを含む全販売場所に、遅くとも発売開始の1週間前まで

に配布すること。マニュアルの内容については、事前に交通局と協議し決定する。  
キ 連携事業者において確保した販売場所における販売実績を、原則として、毎週1回交通局が指定する様式を用いて報告すること。

(6) 特設ウェブサイトの作成・運営

本件事業の実施に必要なウェブサイトの作成をすること。作成にあたっては、交通局の監修を受け、適宜校正を行い、開設後においても、内容を変更する場合は、同様とする。また、交通局から内容変更について申し出を行った場合にも、適切に対応すること。

(7) 広報物の作成

交通局の媒体で広報するためのポスター、チラシ、広告貸切列車専用広報物は連携事業者において作成するものとする。各印刷物の規格・数量・納品場所は別表1を参照すること。

ただし、連携事業者の確保した販売場所において使用するポスター、チラシは別表1の数量に含まれていないため、必要数を連携事業者において作成し、掲出・配架すること。

また、広告貸切列車専用広報物について、交通局が指定する仕様のほか、連携事業者の負担により、追加して広報物を作成することも可とする。掲出可能な広報物の仕様は、名古屋市交通局交通広告メディアガイド2026を参照すること。

(8) 広報物の掲出・配架

広報物の掲出・配架等は、交通局で実施する。主な掲出・配架場所については、別表1を参照すること。

(9) 名古屋市及び交通局発行刊行物等での広報

別表1の「その他」に記載された媒体による広報は、交通局で実施する。

(10) 独自広報企画の実施

ア 謎解きイベントの参加促進に繋がる、独自かつ自由な発想による効果的な広報企画を、2件以上実施すること。企画内容は、交通局の広報企画以外の内容で検討すること。

イ アのうち1件は、交通局において予定する広告貸切列車において、交通局が設定する企画を提案者の負担により拡大して実施するものとしても差し支えない。

ウ 広報企画の実施にあたっては、企画内容の詳細について交通局と適宜協議を行いながら決定し、運営すること。

(11) 謎解きキット販売代金の精算

ア 販売代金の精算は月ごとに行う。

イ 謎解きキット販売金額のうち、専用乗車券相当額を交通局の収入とし、謎解きキット販売金額との差額を連携事業者の収入とする。（専用乗車券相当額は

870円とする。)

なお、謎解きキットは、イベント開催期間中、未使用のものに限り、当局規定の手数料を徴収したうえで、交通局サービスセンターのみで払い戻しを行うものとし、この払い戻し手数料については交通局の収入とする。

ウ 交通局サービスセンターの販売数の管理及び精算手続きは交通局で行い、その他の販売場所については連携事業者が実施する。

エ 詳細な精算手続きに関しては、連携事業者決定後に別途取り交わすものとする。

#### (12)参加者アンケートの実施・集計

2種類の謎解きイベントの参加者アンケートをそれぞれ実施し、アンケート集計の結果をイベント終了後2週間以内に交通局へ情報提供すること。

より多くの方にアンケートを実施してもらえよう、アンケートを謎解きイベントの特設サイト上に設けるなどの工夫をすること。

なお、アンケート項目については、連携事業者と交通局で協議し決定する。

#### (13)その他

ア 各業務の遂行にあたっては、連携事業者が提案した内容に基づき、円滑に事業を進めることができるよう、交通局と密に協議を行うほか、必要に応じて、名古屋市の他部局など関係機関とも調整を行うこと。

イ 個別に記載があるものも含め、外部に提供、発信、公開等を行う資料及び広報物等については、随時、交通局の確認を受けることとし、交通局から修正指示があった場合は、適宜、見直しを行うこと。

ウ 本件事業に関する覚書締結後、速やかに交通局と打ち合わせを行い、それを基に業務計画を作成し、交通局乗客誘致推進課に提出すること。提出期日については、交通局に確認すること。

エ 連携事業者からの提案内容については、交通局の事情により、実施できない場合もある。

オ 本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

### 5 制作物等に関する留意事項

(1) 交通局は、本仕様書に定める業務において連携事業者が作成したビジュアルデザインについて、本事業を紹介する場合に限り、他の用途にも無償で使用できるものとする。

(2) (1)の場合において、連携事業者以外の許諾が必要な場合には、連携事業者がその手続きを行うものとする。

(3) 連携事業者は、交通局が提供するデータを本件事業以外で使用してはならない。

- (4) 本仕様書に定める業務において、第三者が権利を有する著作権・著作隣接権・肖像権など(以下「既存著作権等」という。)が含まれている場合には、連携事業者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関する一切の手続きについて、責任をもって自らの負担で行うものとする。

## 6 留意事項

- (1) 連携事業者は、本仕様書の業務全部を一括して再委託することはできないが、一部を再委託することを可能とする。
- (2) 本仕様書に定める業務を遂行する上で必要な一切の経費については、本仕様書に交通局が負担すると記載のある費用を除き、連携事業者が負担すること。
- (3) 連携事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、交通局とは常に密接に連絡を取るものとする。また、土日祝日を含め、問題発生時の緊急対応体制を明記すること。

## 7 履行期間

覚書締結日から令和9年6月30日まで

## 8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に関して疑義が生じた場合、必要な事項については、双方誠意を持って協議し、決定するものとする。
- (2) 事務を処理するにあたり、別記1～3特記事項（「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「グリーン配送に関する特記仕様書」）を順守しなければならない。
- (3) 妨害又は不当請求に対する届出義務
- ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、交通局へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、アの報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

<参考：広告枠販売価格の目安> ※ 制作費用は含まない。

・ ポスター

場所	種類	枚数 (枚)	期間	価格 (税抜)
地下鉄駅 集中貼	B 1 ポスター	120	7日間	1,250,000 円
地下鉄中吊 片面	B 3 ポスター	2,700	7日間	1,025,000 円

・ 広告貸列車

種別	対象	枚数 (枚)	期間	価格 (税抜)
中吊り	東山線、名城線・名港線	500	1か月	4,032,000 円
横枠	各 1 編成	200		
額面	(合計 2 編成)	140		

・ デジタルサイネージ

場所	放映時間	期間	価格 (税抜)
スクエアビジョン広告 (名古屋・栄・金山)	15秒	7日間	580,000 円
金山駅スクエアビジョン広告	15秒	7日間	100,000 円
イーストビジョン広告 (藤が丘・星ヶ丘・本山)	15秒	7日間	81,000 円
名古屋駅南改札ビジョン広告	30秒	1か月	200,000 円
栄駅西改札ビジョン広告	30秒	1か月	200,000 円

別表1 制作物一覧

制作物	主な掲出・配架場所	規格	数量	納品場所
乗車券デザイン	—	仕様書のとおり	一式	乗客誘致推進課
B1 ポスター ※1	地下鉄主要駅集中貼り箇所※2 の空枠※3 地下鉄駅構内壁面・柱面のい ずれか 市バス営業所、交通局サービス センター、レトロでんしゃ館	・縦 ・コート紙110kg（四六判相当） ・オフセットカラー4色刷り ・片面印刷 ・二次元コードの記載可	450枚	名古屋市 内 20か所 程度
B3 ポスター ※1	地下鉄車内中吊りの空枠※3 地下鉄駅掲示板（業務枠） 市バス営業所、交通局サービス センター、レトロでんしゃ館	・横 ・コート紙135kg（四六判相当） ・オフセットカラー4色刷り ・片面印刷 ・二次元コードの記載可	地下鉄駅等 200枚 地下鉄車内 1,800枚	
チラシ ※1	地下鉄駅構内、交通局サービス センター、レトロでんしゃ館の チラシラック等	・A4縦 ・コート紙90kg（四六判相当） ・オフセットカラー4色刷り ・両面印刷 ・二次元コードの記載可	30,000枚	
冊子等 備品		仕様書のとおり	30,000個	各販売場所 乗客誘致推進課
広告貸 切列車 専用 広報物 ※3	イベント実施期間中、東山線及 び名城線の各1編成を謎解きイ ベント広報用に貸切とし、謎解 きイベントのポスターを集中的 に掲出するもの。※5	①中吊り：B3横 ②横枠：B3横 ※デザインは、統一した1種類ま たは複数種類いずれも可 ※その他額面広告等の追加作成も 可 ※広告貸切列車用の詳細な仕様 は、交通広告メディアガイド 2026 参照。	①350枚 ②150枚	名古屋市 内 1か所
その他	名古屋市及び交通局発行刊行物 等での広報 ・広報なごや（市内全戸配布） ・なごや得ナビ（地下鉄駅構 内および市内商業施設等） ・地下鉄駅構内デジタルサイネ ージ空枠 ・名古屋市交通局ウェブサイト ・名古屋市交通局SNS			

詳細な仕様は交通局と協議の上、決定する。

業務用として掲出するため広告掲出料不要。

※1 謎解きキット2種類それぞれで作製する場合は、数量を2倍とすること。

※2 集中貼りについては、名古屋市交通局交通広告メディアガイド2026参照。

※3 空枠とは、販売用の広告枠に空きが生じた場合に、業務用のポスターを掲出することを言い、全期間の掲出を保証するものではない。

※4 仕様の詳細は名古屋市交通局交通広告メディアガイド2026参照。

※5 原則としてイベント実施期間を通じて掲出するが、全期間の掲出を保証するものではない。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。）の取扱いを伴

う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

**（情報の返却及び処分）**

**第8** 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

**（情報の授受及び搬送）**

**第9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

**（報告等）**

**第10** 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

**（従事者の教育）**

**第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**(契約解除及び損害賠償等)**

**第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

## グリーン配送に関する特記仕様書

### (基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

### (グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車                                     | (2) 天然ガス自動車         |
| (3) メタノール自動車                                  | (4) ハイブリッド自動車       |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車                              | (6) 燃料電池自動車         |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 |                     |
| (8) クリーンディーゼル自動車                              | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車                                   | (11) 低燃費車           |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車                             | (13) LPガス貨物自動車      |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車              |                     |
| (15) その他、環境局長が認めるもの                           |                     |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

### (エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

### (調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。